

[別表B]

**特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス**

[1の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の1の項に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの			
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ)に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ)及び(ロ)に掲げるものの付属品(暗視装置を有する装置を除く。) (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げるものの部分品	特定	—	—
輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器	特定	—	—
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	特定	—	—
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるものであって、上記を除くもの	—	—	—

[2の項]

外為令別表項番	仕向地				
	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域及び り地域を 除く。)	ち地域	り地域
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの					
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く。)に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定

輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第2号ロ(二)若しくは(三)若しくはニ、第3号、第5号又は第18条第1項第1号イ若しくはロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号(貨物等省令第24条第1項第1号に該当する技術に限る。)に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項第2号に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号、第2項第2号又は第7項に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(18)～(30)に掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号イ、ハ又はニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第6号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(32)～(38)に掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特定

輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホのいずれか、第4号又は第8号イに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるものに限る。)の使用に係る技術に限る。)	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもののうち、上記を除くもの					
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの	—	—	—	—	—
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの(プログラムに限り、次に掲げる貨物と同時に提供する場合に限る。)					
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般 特定
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	—

[3の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く。)	に地域② (ち地域を 除く。)	ち地域
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当するもの	—	—	—	—	—	
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第2号又は第3号へからやまでのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	—	
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般一般	特定	特定	特定	—	
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	

[3の2の項]

外為令別表項番	提供地				
	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く。)	に地域② (ち地域を 除く。)	ち地域
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術					
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物	—	—	—	—	—
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—

[4の項]

外為令別表項番	提供地			
	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く。)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号若しくは第5号又は第6項に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号又は第3項第2号(ホ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(5)から(7)までに掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するもののうち、高分子材料の製造工程に用いられるもの(貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)に限る。)	特別一般 一般	特別一般	特別一般 特定	—
輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(9)から(12)までに掲げる貨物	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第19号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般 一般	特定	特定	—

輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号ハ若しくはニ又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号又は22号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの(輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するものを除く。)	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル若しくはヲ又は第10条第4号から第7号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号若しくは第4号、第2項第2号若しくは第4号又は第23条第1項第1号若しくは第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号リ若しくはヌ又は第12号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-

輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(20)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第14条第8号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル又はヲに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第4号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条第3号ロに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第21号又は第42号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第15条第1項第4号に該当する設計、製造又は使用に係る技術	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第12条第13号、第15号若しくは第16号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号又は第5号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第14条第2号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第3号ハ若しくはニ又は第8号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
外為令別表の4の項(2)～(5)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	特定	-

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域

外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第2号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の5の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第2号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の5の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の5の項(3)～(5)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第1号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第2号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの	特別一般一般	特定	-

[6の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の6の項(2)から(6)までに掲げる技術	特別一般一般	特別一般	-

[7の項]

外為令別表項番	提供地			
	い地域①	と地域② (と地域③を除外。)	と地域③	ち地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	-
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの				
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24)又は(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。)、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ(2)から(4)まで若しくはルからシまで、第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの	特定	特定	特定	-

輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、次に掲げるもの(上記を除く。) イ 貨物等省令第6条第2号に該当するもの(窒化ガリウム、三酸化ニガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化ニガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。) ロ 貨物等省令第6条第18号又は第22号から第24号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウム、三酸化ニガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板に限る。)	特別一般一般	特定	特定	-
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	-
外為令別表の7の項(2)から(5)に掲げる技術であって、次に掲げるもの				
外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第17号へ(2)から(4)又はルからシまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)	特別一般一般	特別一般	特定	-
外為令別表の7の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第3項第7号から第11号までのいずれかに該当するもの	特定	特定	特定	-
上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	-

[8の項]

外為令別表項番	提供地	提供地			
		い地域①	と地域② (と地域③を除く)	と地域③	ち地域
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第3号ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)		特別一般一般	特定	特定	-
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第7号に該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)		特定	特定	特定	-
外為令別表の8の項(1)の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当するもの		特定	特定	特定	-
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの		特別一般一般	特別一般	特別一般	-
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当するもの		特別一般一般	特定	特定	-
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの		特別一般一般	特別一般	特別一般	-

[9の項]

外為令別表項番	提供地	提供地		
		い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号又は第11号に該当するもの		特別一般一般	特定	-

外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	-
外為令別表の9の項(2)～(4)に掲げる技術	特別一般 一般	特別一般	-

[10の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に該当するもの	特別一般 一般	特定	-
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第3号に該当するもの(輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するものの製造に係るものに限る。)	特別一般 一般	特定	-
外為令別表の10の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第2項第2号又は第4号に該当するもの	特別一般 一般	特定	-
外為令別表の10の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	-
外為令別表の10の項(3)～(4)に掲げる技術	特別一般 一般	特別一般	-
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第1号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	-
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第2号に該当するもの	特別一般 一般	特定	-
外為令別表の10の項(7)に掲げる技術	特別一般 一般	特別一般	-

[11の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般 一般	特定	-
外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般 一般	特定	-
外為令別表の11の項(1)～(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	-
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第3号へ又は第5号に該当するもの	特別一般 一般	特定	-
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	-

[12の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域

外為令別表の12の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第24条第1項第1号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の12の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の12の項(2)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の12の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第24条第3項に該当するもの	特別一般一般	特定	-

[13の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第1号、第1号の2、第2号、第3号又は第5号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第2号、第3号イ若しくはハ又は第4号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)、第3号又は第4号(プログラムに限る)に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の13の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の13の項(4)～(5)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	-

[14の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの	特別一般一般	特定	-

[15の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の15の項(1)又は(3)～(6)に掲げる技術	-	-	-